

平成28年度 乙種防火管理者資格取得講習実施要領

主 催 北見地区消防組合消防本部
後 援 北見地区防火管理協議会

消防法施行令第3条第1項第2号の規定による、防火管理講習を次の要領により実施します。

乙種防火管理講習（1日間）

- 日 時 平成29年1月16日（月）
午前9時00分～午後3時20分 （受付 8：30～）
- 場 所 北見地区消防組合 消防本部講堂
（北見市寿町2丁目1-28 Tel 0157-25-1521）
- 受付期間 平成28年12月12日（月）～平成29年1月10日（金）
平日 午前8：45～午後5：30

◎ 受講申請書の提出先

北見地区消防組合消防本部予防課（〒090-0065 北見市寿町2丁目1番28号）

または、置戸・訓子府・端野・常呂・留辺蘂の各消防支署

◎ 受講資格（乙種）

消防法第8条に定める防火対象物（学校、病院、工場、遊技場、飲食店、物品販売店舗等で一定規模以上の建物）の防火管理上の必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある方

※乙種防火管理者

防火管理者を選任すべき防火対象物のうち、その延面積が特定用途に供される防火対象物（映画館、百貨店、旅館、病院等）にあつては300㎡未満、その他の対象物にあつては500㎡未満のもの

◎ 講習費用

資格取得にかかる費用（テキスト代等）として乙種4,000円が必要となります。
（講習当日受付にて納入願います）

◎ その他

- (1) 講習修了者には、修了証及び防火管理資格者証を交付しますので、必ず印鑑を持参して下さい。
- (2) 防火管理資格者証に写真を貼付いたしますので、受講申請書提出前3ヶ月以内に撮影した縦3cm、横2.5cmで無帽、無背景、正面上半身のものを2枚。（1枚は申請書に貼り1枚は裏に氏名を記入し申請書に添える。）
- (3) 遅刻・早退・呼び出し・退室・携帯電話・受講途中での受講者の変更・受講中の飲食・喫煙等は認めておりませんので、ご注意下さい。
（修了証及び防火管理資格者証が交付されない場合があります。）
- (4) 講習について不明な点は、北見地区消防組合消防本部予防課予防担当（TEL0157-25-1521）または、各消防支署にお問い合わせ下さい。

————— 問 い 合 わ せ 先 —————

北見地区消防組合消防本部	北見市寿町2丁目1番28号	TEL0157-25-1521
北見地区消防組合消防署	北見市寿町2丁目1番28号	TEL0157-25-1524
北見地区消防組合端野支署	北見市端野町二区469番地1	TEL0157-56-2155
北見地区消防組合常呂支署	北見市常呂町字常呂558番地	TEL0152-54-2630
北見地区消防組合留辺蘂支署	北見市留辺蘂町旭北41番地9	TEL0157-42-2049
北見地区消防組合置戸支署	置戸町字置戸192番地	TEL0157-52-3103
北見地区消防組合訓子府支署	訓子府町字元町10番地	TEL0157-47-2419

平成28年度 乙種防火管理講習内容・日程表

平成29年1月16日

科目	時間	備考
防火管理の意義及び制度	9:20～10:30	
火気管理	10:40～11:40	
休(昼食)憩	11:40～13:00	
施設及び設備の維持管理	13:00～14:00	
防火管理に係る訓練及び教育	14:05～15:05	
防火管理に係る消防計画	15:15～16:15	
効果測定	16:15～16:25	
修了証交付	16:25～16:30	

甲・乙種防火管理者資格講習受講申請書

平成 年 月 日

北見地区消防組合消防本部
消防長 佐藤 淳一 様

写 真
縦 3cm
横 2.5cm

申請者氏名 ㊟

甲・乙種防火管理者資格講習の受講を申請します。

受 講 者	住 所			
	ふりがな 氏 名	㊟		
	電 話			
	生 年 月 日	年	月	日生 (歳)
	職務上の地位			
勤 務 先	名 称			
	所 在 地			
	電 話			
※ 受 講 処 理 欄				
受 付 欄		受 講 番 号	講 習 出 欠 欄	
			1 日 目	2 日 目
				/
摘 要				

- 備 考
- 1 ※印の欄は記入しないこと。
 - 2 写真 (申請書提出前3ヶ月以内に撮影した縦3cm・2.5cmで無帽、無背景、正面上半身のもの) を2枚添付すること。
 - 3 職務上の地位は、総務部長、庶務課長、店主、支配人、労務係長等具体的に記載すること。
 - 4 氏名にふりがなを必ず記入して下さい。